

【人権ポスター・メッセージ展】

～みんなの心にとどけよう
子どもたちのメッセージ～

「誰にとっても暮らしやすいまちや学校に」との
思いから、毎年市内の子どもたちが、人権ポスター
と人権メッセージをつくっています。



●市役所(西庁舎)

■日時 11月18日(月)～12月2日(月)
午前8時30分～午後5時(土曜・日曜・祝日を除く)

●甲西図書館

■日時 12月4日(水)～25日(水)
午前10時～午後6時(月曜・火曜・祝日を除く)

問学校教育課(西庁舎)

☎77・7011 ☎77・4101

石部南まちづくり センターまつり

石部南学区ふれあい祭り

■日時 11月10日(日) 午前9時～午後2時
■内容 作品展示・サークル発表・バザー・販売
コーナー・模擬店

問石部南まちづくりセンター

☎77・2535

第34回 みくも部落解放文化のつどい

じんけんのまつり2019

～人権・平和・環境・福祉・

国際交流を共に考えよう～

■日時 11月10日(日) 午前10時～午後3時

■内容 ステージ発表、展示、食べ物・販売コー
ナーなど

※できるだけ公共交通機関を利用してお越し
ください。

問三雲ふれあいセンター

☎72・3166 ☎72・3301

パワーハラスメントは①身
体的な攻撃(暴行・傷害)②精神
的な攻撃(脅迫・名誉毀損)③人
間関係からの切り離し(隔離・
仲間外し・無視)④過大な要求
(業務上明らかに不要なことや

職場のパワーハラスメント
とは、同じ職場で働く者に対
して、職務上の地位や人間関
係などの職場内での優位性を
背景に、業務の適正な範囲を
超えて、精神的・身体的苦痛を
与えるまたは職場環境を悪化
させる行為と定義されていま
す。「職場内での優位性」とは、
「職務上の地位」に限らないた
め、上司から部下のみならず
同僚間や部下から上司へのい
じめや嫌がらせもこれに含ま
れます。

《今月は**商工観光労政課**が担
当しました》

ハラスメントを受けた人
は、仕事のやる気を喪失した
り、心身不調や退職に追い込
まれることもあります。また、
「相談しても無駄」という思い
から、誰にも相談できずに悩
んでいる人も多くいます。職
場で行為をみかけたら、その
まま放置せず、ハラスメント
を受けている可能性のある人
に声をかけてください。ハラ
スメントのない職場をつくる
ため、一人ひとりが、お互いの
人格を尊重しあい、適切なコ
ミュニケーションを心掛ける
ようにしましょう。

人
権
シ
リ
ーズ

なくそう！ハラスメント
～6類型でみる職場のパワーハラスメント～

2019年5月、わが国で
初めて、企業にハラスメント
防止措置を義務付けることが
できる女性活躍・ハラスメン
ト規制法案が可決・成立しま
した。

遂行不可能なことの強制、仕事
の妨害)⑤過小な要求(業務上
の合理性なく能力や経験とか
け離れた程度の低い仕事を命
じることや仕事を与えないこ
と)⑥個の侵害(私的なことに
過度に立ち入ること)の6類型
に分けられます。